官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七五）　一
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五五）　三
〔その他告示〕
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件の一部を改正する件（総務二一三）　二七
○大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産熱延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（財務一五二）　二六
○大韓民国産、中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産冷延鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（同一五三）　三〇
○動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示（国土交通六六三）　三三
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件の一部を改正する件（同六六四）　三三
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四三
裁判所
破産、免責関係　三七
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　二九

省令

○総務省令第七十五号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月一日

総務大臣　林　芳正